

岩美町国民健康保険運営協議会日程

令和6年5月14日（火）午後4時00分～
役場2F ミーティング室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議 事

1) 令和6年度岩美町国民健康保険税（案）について

・・・P1～6

2) 令和6年度国民健康保険税の税率算定について

・・・P7～18

3) その他

5 その他

6 閉 会

○岩美町国民健康保険運営協議会規則

昭和 51 年 4 月 19 日
規則第 2 号

岩美町国民健康保険運営協議会規則(昭和 30 年岩美町規則第 4 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規則は、岩美町国民健康保険条例(昭和 34 年岩美町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第 2 条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 会長は協議会を招集するときは、町長にこれを通知しなければならない。

3 協議会の会長を選挙するときは、第 1 項の規定にかかわらず町長がこれを招集する。

(議事)

第 3 条 協議会は、会長が議長となってこれを運営する。

第 4 条 協議会は、委員定数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開会することができない。

第 5 条 協議会の議事及び会議録の作成等については、岩美町議会会議規則の規定を準用する。

(答申)

第 6 条 会長は諮問事項の審議を終了し、議決を終わったときは、5 日以内に町長に答申しなければならない。

(建議及び報告)

第 7 条 会長は被保険者、その他利害関係者より申立のあった事項については、申立書又は聞取書を添えて町長に建議又は報告しなければならない。

第 8 条 会議録に署名すべき委員は、会長のほか 2 名とし、会議のはじめに会長が会議に諮ってこれを定める。ただし、あらかじめ会議の決定により順序を定めたときはこの限りでない。

(協議会の庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、国民健康保険主管課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岩美町国民健康保険運営協議会委員名簿

任 期：令和4年1月1日～令和6年12月31日

選 出 区 分	氏 名	備 考
被保険者代表	村 上 富 重	
	船 木 道 代	
	森 田 加代子	
	橋 本 町 子	
医療機関代表	奥 田 敏 貴	
	藤 田 直 樹	
	永 美 善 男	
	尾 崎 隆 之	
公 益 代 表	澤 井 利 彦	会長
	西 浦 晶 義	
	中 島 玉 江	
	岡 田 美恵子	
計	12 名	

令和6年度（第1回）

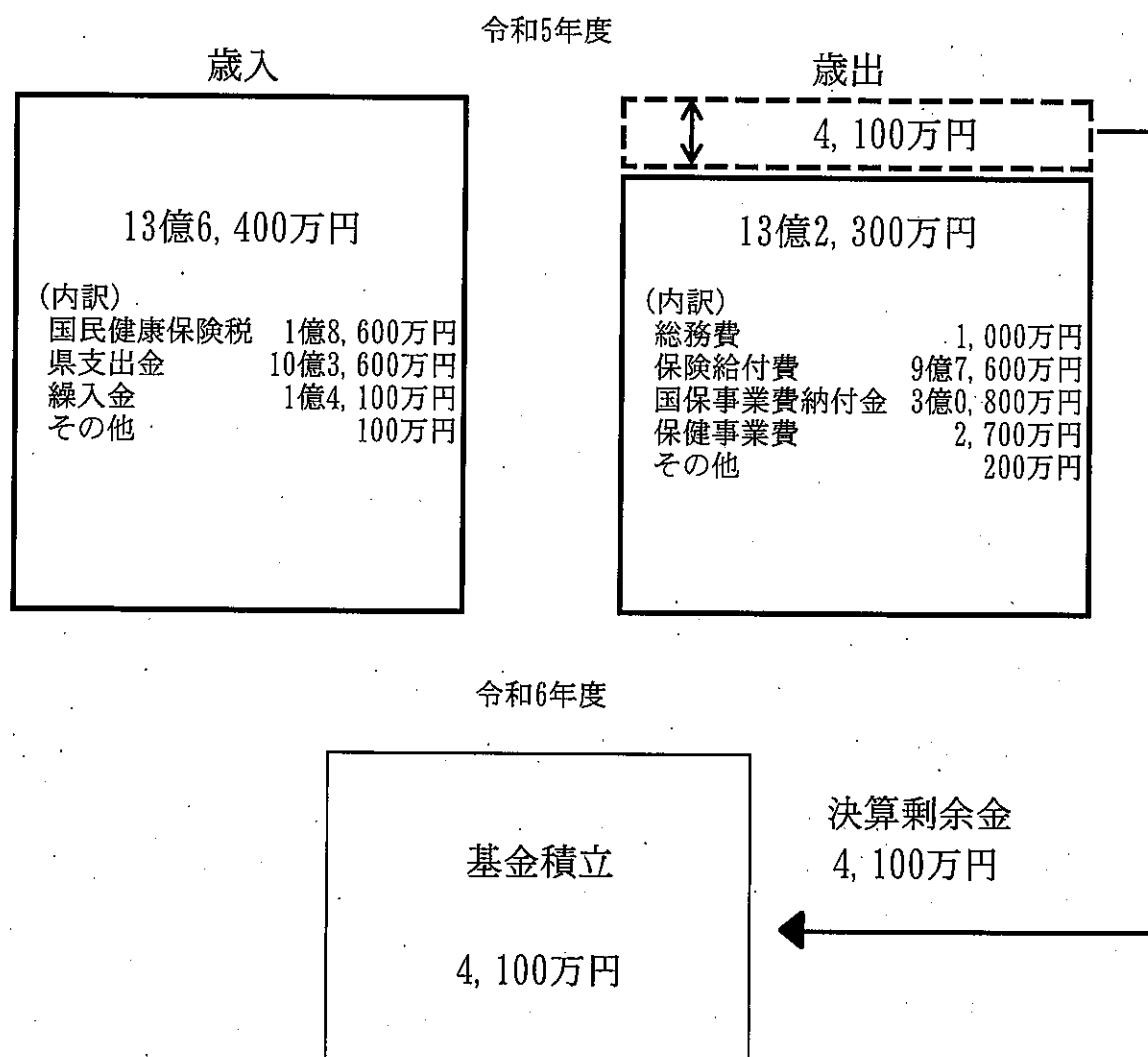
岩美町国民健康保険運営協議会資料

日時：令和6年5月14日（火）午後4時00分～

場所：岩美町役場 ミーティング室

岩 美 町

●令和5年度 国民健康保険特別会計決算見込



●国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
R4	27,716,952	18,668	△28,269,000	200,576,331
R5	19,965,558	34,000	△43,301,000	177,274,889
R6	41,207,108	111,000	△13,124,000	205,468,997

◇令和6年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

基金0万円(算定方式変更に伴う激変緩和分あり)

◎被保険者の推移

[予算時ベース]

(単位：人)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
医療分	2,370	2,490	2,672	2,697	2,757	2,790
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,370	2,490	2,672	2,697	2,757	2,820
介護納付金分	620	637	700	766	820	866

[算定時ベース]

(単位：人)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
医療分	2,304	2,416	2,634	2,692	2,737	2,771
後期高齢支援分 (一般+退職)	2,304	2,416	2,634	2,692	2,737	2,787
介護納付金分	595	620	669	742	802	831

◎保険税（1人平均）の推移

[予算時ベース]

(単位：円)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
医療分	43,229	47,330	57,950	58,033	59,301	56,436
後期高齢支援分	22,448	21,777	20,287	19,234	19,600	20,950
小 計	65,677	69,107	78,237	77,267	78,901	77,386
介護納付金分	23,722	21,087	21,411	22,593	22,774	19,721
合 計	89,399	90,194	99,648	99,860	101,675	97,107

[算定時ベース]

[上段：本則]

(単位：円)

	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和1年度
一般被保険者分	[48,130] 45,049	[54,002] 48,870	52,791	53,793	54,292	52,167
後期高齢支援分	[24,670] 23,091	[24,480] 22,153	20,580	19,270	21,298	21,198
小 計	[72,800] 68,140	[78,482] 71,023	73,371	73,063	75,590	73,365
介護納付金分	[26,348] 24,719	[23,777] 21,632	22,403	23,323	23,286	20,552
合 計	[99,148] 92,859	[102,259] 92,655	95,774	96,386	98,876	93,917

◇令和6年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

令和6年5月14日開催
国保運営協議会資料抜粋

Ⅰ-1 令和6年度 医療給付費分予算（0歳～74歳）

◎ 歳出予算

1,270,036千円

保険給付費	国保事業費納付金	保健事業	その他支出
1,053,620千円	164,581千円	29,090千円	22,745千円
療養給付費 876,000千円 療養費 2,640千円 高額療養費 168,000千円 審査支払手数料 2,268千円 高額介護 500千円 移送費 10千円 出産一時金 3,002千円 葬祭費 1,200千円 保険給付費計 1,053,620千円	一般被保険者分 164,581千円	特定健診 11,237千円 保健衛生費 6,834千円 健康増進 11,019千円 保健事業計 29,090千円	総務費 13,440千円 積立金 111千円 公債費 千円 雑支出金（一般） 1,583千円 病院繰出金 5,611千円 予備費 2,000千円 その他支出計 22,745千円

◎ 歳入予算

1,270,036千円

保 険 税		国県支出金	他会計繰入金 （一般会計繰入金）	積立基金繰入金	その他収入
現年度分	滞納分				
98,603千円	8,374千円	1,084,423千円	69,593千円	8,745千円	298千円
滞納分内訳		普通交付金 1,049,418千円 特別交付金 31,770千円 国庫支出金 3,235千円 県支出計 1,084,423千円	保健事業等 7,235千円 基礎安定負担金 43,410千円 未就学児均等割 316千円 産前産後 66千円 財政安定化支援金 18,566千円 他会計繰入計 69,593千円	保険税軽減 千円 算定方式変更に伴う減額和分（うち医療分） 6,744千円 償還金 1千円 予備費 2,000千円 基金繰入計 8,745千円	使用料及び手数料 76千円 財産収入 111千円 寄付金 1千円 繰越金 1千円 諸収入 109千円 その他収入計 298千円
一般4,970千円	退職60千円				
後期2,080千円	後期3千円				
介護1,250千円	介護11千円				

Ⅰ-2 令和6年度 医療給付費分国保税率算定基礎資料

年 度 区 分	令和6年度		令和5年度	
	本算定（3/31）時	当初予算	本算定（3/31）時	当初予算
被保険者数 ①	2,304 人	2,370 人	2,416 人	2,490 人
一人当り保険税額 ②	[48,130] 45,049 円	43,229 円	48,870 円	47,330 円
調定見込額 ①×②=③	[110,892] 103,793 千円	102,453 千円	118,071 千円	117,853 千円
徴収率（予定） ④	95.0 %	95.0 %	95.0 %	95.0 %
予 算 額 ③×④=⑤	98,603 千円	97,330 千円	112,167 千円	111,960 千円

後期高齢者支援税額 23,091円
 1人当り税額（一般＋後期） 68,140円
 R6本算定 差額 938円
 △ 2,883円
 R5本算定 22,153円
 71,023円

◎ 1人当たり保険税額（本算定）

令和5年度

48,870円

令和6年度

45,049円

△3,821円

◇令和6年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅱ－1 令和6年度 後期高齢者支援金分予算（0歳～74歳）

◎ 後期高齢者分歳出予算（見込） 71,171 千円（国保事業費納付金）
 一般被保険者分：71,171千円
 退職被保険者分： 千円

◎ 後期高齢者分歳入予算（見込） 71,171 千円

保 険 税	保険基盤安定等後期支援相当分	算定方式見直しに伴う減額率と措置分⑥
現年度分 50,542千円 （調定額 53,202 千円）	17,171千円	3,458千円

Ⅱ－2 令和6年度 後期高齢者支援金分国保税率算定基礎資料（0歳～74歳）

区 分	令和6年度		令和5年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	2,304 人	2,370 人	2,416 人	2,490 人
1人当り保険税額 ②	[24,670] 円 23,091	22,448 円	22,153 円	21,777 円
調定見込額 ① × ② = ③	[56,842] 千円 53,203	53,202 千円	53,523 千円	54,225 千円
徴収率（予定） ④	95.0 %	95.0 %	95.0 %	95.0 %
予 算 額 ③ × ④ = ⑤	50,542 千円	50,542 千円	50,846 千円	51,514 千円

◎ 1人当たり保険税額（本算定）

令和5年度

22,153円

令和6年度

23,091円

938円

◇令和6年度 岩美町国民健康保険税（案）について◇

Ⅲ－１ 令和6年度 介護納付金分予算（40歳～64歳）

◎ 介護納付金分歳出予算（見込） 19,023 千円（国保事業費納付金）

◎ 介護納付金分歳入予算（見込） 19,023 千円

保 険 税	保険基盤安定介護相当額	算定方式見直しに伴う激変緩和措置分⑥
現年度分 13,972千円 (調定額 14,707 千円)	4,130千円	921千円

Ⅲ－２ 令和6年度 介護納付金分国保税率算定基礎資料（40歳～64歳）

区 分	令和6年度		令和5年度	
	本算定（3/31）時	当初予算時	本算定（3/31）時	当初予算時
被保険者数 ①	人 595	人 620	人 620	人 637
1人当たり保険税額 ②	円 [26,348] 24,719	円 23,722	円 21,632	円 21,087
調定見込額 ① × ② = ③	千円 [15,677] 14,708	千円 14,707	千円 13,412	千円 13,433
徴収率（予定） ④	% 95.0	% 95.0	% 95.0	% 95.0
予 算 額 ③×④=⑤	千円 13,972	千円 13,972	千円 12,741	千円 12,761

◎ 1人当たり保険税額（本算定）

令和5年度

21,632円

令和6年度

24,719円

3,087円

◎岩美町国民健康保険特別会計

1 岩美町国民健康保険積立基金管理状況

(単位：円)

年度	前年度決算 剰余金積立	利子積立	基金取り崩し	年度末残額
12	4,100,000	614,715	△ 47,400,000	199,502,605
13	4,200,000	316,478	△ 20,000,000	184,019,083
14	5,200,000	7,357	△ 22,000,000	167,226,440
15	4,900,000	3,545	△ 10,000,000	162,129,985
16	13,000,000	3,468	0	175,133,453
17	45,000,000	374	0	220,133,827
18	31,000,000	124,108	0	251,257,935
19	20,000,000	895,614	0	272,153,549
20	23,000,000	1,040,085	0	296,193,634
21	40,000,000	939,293	△ 45,000,000	292,132,927
22	12,000,000	464,519	△ 112,000,000	192,597,446
23	26,000,000	124,144	△ 30,000,000	188,721,590
24	27,000,000	89,750	△ 30,000,000	185,811,340
25	31,000,000	226,763	△ 20,000,000	197,038,103
26	34,000,000	153,179	△ 40,000,000	191,191,282
27	22,000,000	155,594	△ 65,000,000	148,346,876
28	34,000,000	75,594	△ 53,000,000	129,422,470
29	46,000,000	65,072	△ 20,000,000	155,487,542
30	79,018,014	38,721	△ 19,827,000	214,717,277
R1	26,157,524	73,192	△ 36,201,000	204,746,993
2	31,720,175	88,637	△ 35,900,000	200,655,805
3	24,086,295	136,611	△ 23,769,000	201,109,711
4	27,716,952	18,668	△ 28,269,000	200,576,331
5	19,965,558	34,000	△ 43,301,000	177,274,889
6	41,207,108	111,000	△ 13,124,000	205,468,997

令和6年度国民健康保険税の税率算定資料

I 医療給付費分

1 国保加入の状況

(令和6年4月1日現在)

項 目		世 帯 数	被 保 険 者 数	所得割算定基礎額	固定資産税額	備 考
世 帯 別		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円	(資産割) 千円	
一般世帯(特定世帯等以外の世帯)	令和5年度	1,339	2,154	1,020,369	59,914	
	令和6年度	1,275	2,025	954,862	53,983	
一 般 世 帯 (特定・継続世帯)	令和5年度	262	262	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
	令和6年度	279	279	一般世帯(特定世帯等以外の世帯)に含む		
計	令和5年度	1,601	2,416	1,020,369	59,914	
	令和6年度	1,554	2,304	954,862	53,983	

2 軽減前の額 134,872 千円

調定見込み額 103,793 千円 (1人当り 45,049 円×2,304 人)

3 所得割、補てん額(旧資産割)、均等割、平等割に応ずる額

【本則】 (50.0) (67,436)

所 得 割 134,872 千円×45.0/100≒ 60,692 千円

補てん額
(旧資産割) 134,872 千円× 5.0/100≒ 6,744 千円

均 等 割 134,872 千円×35.0/100≒ 47,205 千円

平 等 割 134,872 千円×15.0/100≒ 20,231 千円

4 税率

【本則】 (67,436) (2,269) (7.3)

所 得 割 $\frac{\text{調定額 } 60,692 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 1,375 \text{ 千円}}{\text{所得割算定基礎額 } 954,862 \text{ 千円}} \approx \frac{6.5}{100}$

参 考
(旧資産割) $\frac{\text{調定額 } 6,744 \text{ 千円} + \text{限度超過分 } 166 \text{ 千円}}{\text{固定資産税額 } 53,983 \text{ 千円}} \approx \frac{(12.8)}{100}$

均 等 割 $\frac{\text{調 定 額 } 47,205 \text{ 千円}}{\text{被 保 険 者 数 } 2,304 \text{ 人}} \approx 20,490 \text{ 円}$

平 等 割
(特定世帯等以外の世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 18,156 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 1,275 \text{ 世帯}} \approx 14,240 \text{ 円}$

平 等 割
(特定世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 1,808 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 254 \text{ 世帯}} \approx 7,120 \text{ 円}$

平 等 割
(継続世帯) $\frac{\text{調 定 額 } 267 \text{ 千円}}{\text{世 帯 数 } 25 \text{ 世帯}} \approx 10,680 \text{ 円}$

5 軽減額 24,335 千円

6 課税限度額 650 千円

7 限度超過見込額 1,375 千円

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が43万円以下の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ア）

$20,490 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 14,350 \text{ 円}$ （減額後の額 6,140 円）

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号イ（ア）（イ）（ウ））

（ア）特定世帯等以外の世帯

$14,240 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 9,970 \text{ 円}$ （減額後の額 4,270 円）

（イ）特定世帯

$7,120 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 4,990 \text{ 円}$ （減額後の額 2,130 円）

（ウ）特定継続世帯

$10,680 \text{ 円} \times 7 / 10 \rightleftharpoons 7,480 \text{ 円}$ （減額後の額 3,200 円）

(3) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり29万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ア）

$20,490 \text{ 円} \times 5 / 10 \rightleftharpoons 10,250 \text{ 円}$ （減額後の額 10,240 円）

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号イ（ア）（イ）（ウ））

（ア）特定世帯等以外の世帯

$14,240 \text{ 円} \times 5 / 10 \rightleftharpoons 7,120 \text{ 円}$ （減額後の額 7,120 円）

（イ）特定世帯

$7,120 \text{ 円} \times 5 / 10 \rightleftharpoons 3,560 \text{ 円}$ （減額後の額 3,560 円）

（ウ）特定継続世帯

$10,680 \text{ 円} \times 5 / 10 = 5,340 \text{ 円}$ （減額後の額 5,340 円）

(4) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり54万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ア）

$20,490 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 4,100 \text{ 円}$ （減額後の額 16,390 円）

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号イ（ア）（イ）（ウ））

（ア）特定世帯等以外の世帯

$14,240 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 2,850 \text{ 円}$ （減額後の額 11,390 円）

（イ）特定世帯

$7,120 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 1,430 \text{ 円}$ （減額後の額 5,690 円）

（ウ）特定継続世帯

$10,680 \text{ 円} \times 2 / 10 \rightleftharpoons 2,140 \text{ 円}$ （減額後の額 8,540 円）

9 未就学児の軽減

未就学児については、均等割額の2分の1を軽減する。（軽減世帯の場合は、当該軽減後の均等割額を軽減する。）

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額	世 帯 数	被保険者数	1世帯当り	被保険者1人	負担限度額	限 度 額	備 考
	千円	世帯数	人	負 担 額 円	当り負担額 円	千円	超 過 件 数 件	
令和 2 年度 (イ)	148,598	1,716	2,737	86,596	54,292	630	6	
令和 3 年度 (ロ)	144,811	1,727	2,692	83,851	53,793	630	8	
令和 4 年度 (ハ)	139,053	1,694	2,634	82,086	52,791	650	8	
令和 5 年度 (ニ)	118,071	1,601	2,416	73,748	48,870	650	6	
令和 6 年度 (ホ)	103,793	1,554	2,304	66,790	45,049	650	6	
増減 (ホ) - (ニ)	-14,278	-47	-112	-6,958	-3,821	0	0	
比 率 %	(ロ) ÷ (イ)	97.5	100.6	98.4	96.8	99.1	100.0	133.3
	(ハ) ÷ (ロ)	96.0	98.1	97.8	97.9	98.1	103.2	100.0
	(ニ) ÷ (ハ)	84.9	94.5	91.7	89.8	92.6	100.0	75.0
	(ホ) ÷ (ニ)	87.9	97.1	95.4	90.6	92.2	100.0	100.0

税率等の対比

区 分 年 度 別	A	B	C	D	比 比			備 考
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C	
税 率	所 得 割 額	6.5%	7.0%	7.0%	6.5%	107.7	100.0	92.9
	資 産 割 額	28.0%	27.6%	-	-	98.6	-	-
	均 等 割 額	22,810円	22,590円	22,760円	20,490円	99.0	100.8	90.0
	平 等 割 額	16,190円	16,030円	15,930円	14,240円	99.0	99.4	89.4
7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	15,970円	15,820円	15,940円	14,350円	99.1	100.8	90.0
	世 帯 平 等 割 額	11,340円	11,230円	11,160円	9,970円	99.0	99.4	89.3
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	11,410円	11,300円	11,380円	10,250円	99.0	100.7	90.1
	世 帯 平 等 割 額	8,100円	8,020円	7,970円	7,120円	99.0	99.4	89.3
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,570円	4,520円	4,560円	4,100円	98.9	100.9	89.9
	世 帯 平 等 割 額	3,240円	3,210円	3,190円	2,850円	99.1	99.4	89.3

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	6,840円	6,770円	6,820円	6,140円	99.0	100.7	90.0
	世 帯 平 等 割 額	4,850円	4,800円	4,770円	4,270円	99.0	99.4	89.5
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	11,400円	11,290円	11,380円	10,240円	99.0	100.8	90.0
	世 帯 平 等 割 額	8,090円	8,010円	7,960円	7,120円	99.0	99.4	89.4
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	18,240円	18,070円	18,200円	16,390円	99.1	100.7	90.1
	世 帯 平 等 割 額	12,950円	12,820円	12,740円	11,390円	99.0	99.4	89.4

医療給付費分の設例（応能50：応益50）

年度、項目	令和6年度 A				令和5年度 B				A-B A/B %
	所得	割資産	均等割	平割	所得	割資産	均等割	平割	
所得及び資産、人数	0円								
所得割算定基礎額	0円								
固定資産税額									
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	200,000円								
固定資産税額	15,000円								
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	650,000円								
固定資産税額	15,000円								
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	1,100,000円								
固定資産税額	15,000円								
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	2,000,000円								
固定資産税額	15,000円								
被保険者数	2人								
所得割算定基礎額	2,000,000円								
固定資産税額	15,000円								
被保険者数	4人								
所得割算定基礎額	4,000,000円								
固定資産税額	15,000円								
被保険者数	4人								
所得割算定基礎額	4,920,000円								
固定資産税額	15,000円								
被保険者数	4人								
令和6年度 A	令和5年度 B								
所得	所得	割資産	均等割	平割	所得	割資産	均等割	平割	
(7割軽減世帯)	(7割軽減世帯)								
12,280	4,270				13,640				
(5割軽減世帯)	(5割軽減世帯)				(5割軽減世帯)				
20,480	7,120				22,760				
(2割軽減世帯)	(2割軽減世帯)				(2割軽減世帯)				
32,780	11,390				36,400				
40,980	14,240				45,520				
40,980	14,240				45,520				
81,960	14,240				91,040				
81,960	14,240				91,040				
319,800	416,000				344,400				
令和6年度税率	令和5年度税率								
6.5%	7.0%								
所得割	所得割								
資産割	資産割								
均等割	均等割								
平等割	平等割								
430,000円	430,000円								
(5割)	(5割)								
(43万円+295千円×2人)	(43万円+290千円×2人)								
(2割)	(2割)								
(43万円+545千円×2人)	(43万円+535千円×2人)								
430,000円	430,000円								
650,000円	650,000円								
軽減世帯の基準となる総所得額	軽減世帯の基準となる総所得額								
2人	2人								
基礎控除額	基礎控除額								
課税限度額	課税限度額								

Ⅱ 後期高齢者支援金等分

1 国保加入の状況

(令和6年4月1日現在)

項 目		世 帯 数	被 保 険 者 数	所得割算定基礎額	固 定 資 産 税 額	備 考
世 帯 別		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円	(資産割) 千円	
一般世帯 (特定世帯等以外の世帯)	令和5年度	1,339	2,154	1,020,369	59,914	
	令和6年度	1,275	2,025	954,862	53,983	
一 般 世 帯 (特定・継続世帯)	令和5年度	262	262	一般世帯 (特定世帯等以外の世帯) に含む		
	令和6年度	279	279	一般世帯 (特定世帯等以外の世帯) に含む		
計	令和5年度	1,601	2,416	1,020,369	59,914	
	令和6年度	1,554	2,304	954,862	53,983	

2 軽減前の額

69,156 千円

調定見込み額

53,203 千円 (1人当り 23,091 円× 2,304 人)

3 所得割、補てん額 (旧資産割)、均等割、平等割に応ずる額

		【本則】 (50.0)	(34,578)
所 得 割	69,156	千円×45.0/100≒	31,120 千円
補てん額 (旧資産割)	69,156	千円× 5.0/100≒	3,458 千円
均 等 割	69,156	千円×35.0/100≒	24,205 千円
平 等 割	69,156	千円×15.0/100≒	10,373 千円

4 税率

	【本則】	(34, 578)	(1, 707)	(3. 8)
所得割	調定額	31, 120 千円+	限度超過分 1, 346 千円	≒ 3. 4 100
	所得割算定基礎額 954, 862 千円			
参考 (旧資産割)	調定額	3, 458 千円+	限度超過分 159 千円	≒ (6. 7) 100
	固定資産税額 53, 983 千円			
均等割	調定額	24, 205 千円		≒ 10, 510 円
	被保険者数 2, 304 人			
平等割 (特定世帯等以外の世帯)	調定額	9, 309 千円		≒ 7, 310 円
	世帯数 1, 275 世帯			
平等割 (特定世帯)	調定額	927 千円		≒ 3, 650 円
	世帯数 254 世帯			
平等割 (継続世帯)	調定額	137 千円		≒ 5, 480 円
	世帯数 25 世帯			

5 軽減額

12,495 千円

6 課税限度額

240 千円

7 限度超過見込額

1,346 千円

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が43万円以下の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号ウ）

$$10,510 \text{ 円} \times 7 / 10 = 7,360 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,150 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$7,310 \text{ 円} \times 7 / 10 = 5,120 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,190 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$3,650 \text{ 円} \times 7 / 10 = 2,560 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,090 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$5,480 \text{ 円} \times 7 / 10 = 3,840 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,640 \text{ 円})$$

(3) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり29万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号ウ）

$$10,510 \text{ 円} \times 5 / 10 = 5,260 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 5,250 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第2号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$7,310 \text{ 円} \times 5 / 10 = 3,660 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,650 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$3,650 \text{ 円} \times 5 / 10 = 1,830 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,820 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$5,480 \text{ 円} \times 5 / 10 = 2,740 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,740 \text{ 円})$$

(4) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり54万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号ウ）

$$10,510 \text{ 円} \times 2 / 10 = 2,110 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 8,400 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号エ(ア)(イ)(ウ)）

(ア) 特定世帯等以外の世帯

$$7,310 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,470 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 5,840 \text{ 円})$$

(イ) 特定世帯

$$3,650 \text{ 円} \times 2 / 10 = 730 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,920 \text{ 円})$$

(ウ) 特定継続世帯

$$5,480 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,100 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,380 \text{ 円})$$

9 未就学児の軽減

未就学児については、均等割額の2分の1を軽減する。（軽減世帯の場合は、当該軽減後の均等割額を軽減する。）

年度別負担状況

区 分 年 度 等	調定見込額	世 帯 数	被保険者数	1世帯当り	被保険者1人	負担限度額	限 度 額	備 考
	千円	世帯数	人	負担 額 円	当り負担額 円	千円	超 過 件 数 件	
令和 2 年度 (イ)	58,292	1,716	2,737	33,970	21,298	190	17	
令和 3 年度 (ロ)	51,874	1,727	2,692	30,037	19,270	190	11	
令和 4 年度 (ハ)	54,207	1,694	2,634	31,999	20,580	200	12	
令和 5 年度 (ニ)	53,523	1,601	2,416	33,430	22,153	220	14	
令和 6 年度 (ホ)	53,203	1,554	2,304	34,236	23,091	240	9	
増減 (ホ) - (ニ)	-320	-47	-112	806	938	20	-5	
比 率 %	(ロ) ÷ (イ)	89.0	100.6	98.4	88.4	90.5	100.0	64.7
	(ハ) ÷ (ロ)	104.5	98.1	97.8	106.5	106.8	105.3	109.1
	(ニ) ÷ (ハ)	98.7	94.5	91.7	104.5	107.6	110.0	116.7
	(ホ) ÷ (ニ)	99.4	97.1	95.4	102.4	104.2	109.1	64.3

税率等の対比

区 分 年 度 別		A	B	C	D	対 比			備 考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	B ÷ A	C ÷ B	D ÷ C	
税 率	所 得 割 額	2.4%	2.8%	3.3%	3.4%	116.7	117.9	103.0	
	資 産 割 額	10.2%	10.8%	-	-	105.9	-	-	
	均 等 割 額	8,180円	8,810円	10,320円	10,510円	107.7	117.1	101.8	
	平 等 割 額	5,800円	6,250円	7,220円	7,310円	107.8	115.5	101.2	
7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	5,730円	6,170円	7,230円	7,360円	107.7	117.2	101.8	
	世 帯 平 等 割 額	4,060円	4,380円	5,060円	5,120円	107.9	115.5	101.2	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,090円	4,410円	5,160円	5,260円	107.8	117.0	101.9	
	世 帯 平 等 割 額	2,900円	3,130円	3,610円	3,660円	107.9	115.3	101.4	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	1,640円	1,770円	2,070円	2,110円	107.9	116.9	101.9	
	世 帯 平 等 割 額	1,160円	1,250円	1,450円	1,470円	107.8	116.0	101.4	

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	2,450円	2,640円	3,090円	3,150円	107.8	117.0	101.9	
	世 帯 平 等 割 額	1,740円	1,870円	2,160円	2,190円	107.5	115.5	101.4	
5割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	4,090円	4,400円	5,160円	5,250円	107.6	117.3	101.7	
	世 帯 平 等 割 額	2,900円	3,120円	3,610円	3,650円	107.6	115.7	101.1	
2割軽減	被 保 険 者 1 人 当 り	6,540円	7,040円	8,250円	8,400円	107.6	117.2	101.8	
	世 帯 平 等 割 額	4,640円	5,000円	5,770円	5,840円	107.8	115.4	101.2	

後期高齢者支援金等分の設例（応能50：応益50）

年度、項目		令和6年度 A				令和5年度 B				A-B 円 A/B %			
所得及び資産、人数		所得	割資産	均等割	平割	税保	税	所得	割資産	均等割	平割	税保	税
所得割算定基礎額 0円				(7割軽減世帯)						(7割軽減世帯)			
固定資産税額 0円				6,300	2,190	8,400				6,180	2,160	8,300	
被保険者数 2人													100円 101.2%
所得割算定基礎額 200,000円				(5割軽減世帯)						(5割軽減世帯)			
固定資産税額 15,000円		6,800		10,500	3,650	20,900		6,600		10,320	3,610	20,500	400円 102.0%
被保険者数 2人													
所得割算定基礎額 650,000円				(2割軽減世帯)						(2割軽減世帯)			
固定資産税額 15,000円		22,100		16,800	5,840	44,700		21,450		16,500	5,770	43,700	1,000円 102.3%
被保険者数 2人													
所得割算定基礎額 1,100,000円													
固定資産税額 15,000円		37,400		21,020	7,310	65,700		36,300		20,640	7,220	64,100	1,600円 102.5%
被保険者数 2人													
所得割算定基礎額 2,000,000円													
固定資産税額 15,000円		68,000		21,020	7,310	96,300		66,000		20,640	7,220	93,800	2,500円 102.7%
被保険者数 2人													
所得割算定基礎額 2,000,000円													
固定資産税額 15,000円		68,000		42,040	7,310	117,300		66,000		41,280	7,220	114,500	2,800円 102.4%
被保険者数 4人													
所得割算定基礎額 4,000,000円													
固定資産税額 15,000円		136,000		42,040	7,310	185,300		132,000		41,280	7,220	180,500	4,800円 102.7%
被保険者数 4人													
所得割算定基礎額 4,920,000円													
固定資産税額 15,000円		167,280		42,040	7,310	216,600		162,360		41,280	7,220	210,800	5,800円 102.8%
被保険者数 4人													
軽減世帯の基準となる総所得額 2人		(7割)	430,000円	令和6年度税率 3.4%			(7割)	430,000円	令和5年度税率 3.3%				
		(5割)	1,020,000円	所得割			(5割)	1,010,000円	所得割				
		(43万円+295千円×2人)			資産割			(43万円+290千円×2人)			資産割		
		(2割)			均等割			(2割)			均等割		
基礎控除額		(43万円+545千円×2人)			平等割			(43万円+535千円×2人)			平等割		
		430,000円			430,000円								
基礎控除額		240,000円			220,000円								
課税限度額		240,000円			220,000円								

Ⅲ 介護納付金分

1. 国保加入者の40歳～64歳被保険者状況

(令和6年4月1日現在)

世帯別	項 目	世 帯 数	被 保 険 者 数	所得割算定基礎額	固 定 資 産 税 額	備 考
		(平等割) 世帯	(均等割) 人	(所得割) 千円	(資産割) 千円	
一 般 世 帯	令和5年度	477	620	293,273	9,928	
	令和6年度	493	595	308,411	10,231	
計	令和5年度	477	620	293,273	9,928	
	令和6年度	493	595	308,411	10,231	

2. 軽減前の額 18,423 千円

調定見込み額 14,708 千円 (1人当り 24,719円× 595人)

3. 所得割、補てん額(旧資産割)、均等割、平等割に应ずる額

	【本則】 (50.0)	(9,212)
所 得 割	$18,423 \text{ 千円} \times 45.0 / 100 =$	8,291 千円
補てん額 (旧資産割)	$18,423 \text{ 千円} \times 5.0 / 100 =$	921 千円
均 等 割	$18,423 \text{ 千円} \times 35.0 / 100 =$	6,448 千円
平 等 割	$18,423 \text{ 千円} \times 15.0 / 100 =$	2,763 千円

4. 税率

	【本則】 (9,212)	(658)	(3.2)
所 得 割	調定額 8,291 千円 + 限度超過分 654 千円		2.9
	所得割算定基礎額 308,411 千円	≒	100
参 考 (旧資産割)	調定額 921 千円 + 限度超過分 72 千円		(9.7)
	固定資産税額 10,231 千円	≒	100
均 等 割	調 定 額 6,448 千円		
	被 保 険 者 数 595 人	≒	10,840 円
平 等 割	調 定 額 2,763 千円		
	世 帯 数 493 世帯	≒	5,610 円

5. 軽減額 2,794 千円

6. 課税限度額 170 千円

7. 限度超過見込額 654 千円

8 減額する額

(1) 算出方法

減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額から行う。その額は、当該年度分の被保険者均等割額または、世帯別平等割額から区分に応じて7割、5割、2割を軽減する。

(2) 総所得金額が43万円以下の場合（7割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第1号オ）

$$10,840 \text{ 円} \times 7 / 10 = 7,590 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 3,250 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第1号カ）

$$5,610 \text{ 円} \times 7 / 10 = 3,930 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 1,680 \text{ 円})$$

(3) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり29万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（5割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第2号オ）

$$10,840 \text{ 円} \times 5 / 10 = 5,420 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 5,420 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第13条第1項第2号エ）

$$5,610 \text{ 円} \times 5 / 10 = 2,810 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 2,800 \text{ 円})$$

(4) 総所得金額等の合計額が43万円に被保険者1人当たり54万5千円を加算した額を超えない世帯の場合（2割軽減）

（給与所得者等の数が2以上の場合、その数から1を減じた数に10万円乗じた額を加算）

① 被保険者均等割額の減額は（条例第23条第1項第3号オ）

$$10,840 \text{ 円} \times 2 / 10 = 2,170 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 8,670 \text{ 円})$$

② 世帯別平等割額の減額は（条例第23条第1項第3号カ）

$$5,610 \text{ 円} \times 2 / 10 = 1,130 \text{ 円} \quad (\text{減額後の額} \quad 4,480 \text{ 円})$$

年度別負担状況

年度等	区分	調定見込額	世帯数	被保険者数	1世帯当り負担額	被保険者1人当り負担額	負担限度額	限度額超過件数	備考
		千円	世帯数	人	円	円	千円	件	
令和2年度(イ)		18,675	615	802	30,366	23,286	170	4	
令和3年度(ロ)		17,306	574	742	30,150	23,323	170	7	
令和4年度(ハ)		14,987	539	669	27,805	22,403	170	7	
令和5年度(ニ)		13,412	477	620	28,117	21,632	170	7	
令和6年度(ホ)		14,708	493	595	29,833	24,719	170	11	
増減(ホ)－(ニ)		1,296	16	-25	1,716	3,087	0	4	
比率%	(ロ)÷(イ)	92.7	93.3	92.5	99.3	100.2	100.0	175.0	
	(ハ)÷(ロ)	86.6	93.9	90.2	92.2	96.1	100.0	100.0	
	(ニ)÷(ハ)	89.5	88.5	92.7	101.1	96.6	100.0	100.0	
	(ホ)÷(ニ)	109.7	103.4	96.0	106.1	114.3	100.0	157.1	

税率等の対比

区分	年度別	A	B	C	D	対比%			備考
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	B÷A	C÷B	D÷C	
税率	所得割額	2.5%	2.5%	2.7%	2.9%	100.0	108.0	107.4	
	資産割額	18.2%	17.2%	-	-	94.5	-	-	
	均等割額	9,500円	9,220円	9,510円	10,840円	97.1	103.1	114.0	
	平等割額	5,260円	4,910円	5,300円	5,610円	93.3	107.9	105.8	
7割軽減	被保険者1人当り	6,650円	6,460円	6,660円	7,590円	97.1	103.1	114.0	
	世帯平等割額	3,690円	3,440円	3,710円	3,930円	93.2	107.8	105.9	
5割軽減	被保険者1人当り	4,750円	4,610円	4,760円	5,420円	97.1	103.3	113.9	
	世帯平等割額	2,630円	2,460円	2,650円	2,810円	93.5	107.7	106.0	
2割軽減	被保険者1人当り	1,900円	1,850円	1,910円	2,170円	97.4	103.2	113.6	
	世帯平等割額	1,060円	990円	1,060円	1,130円	93.4	107.1	106.6	

(軽減世帯の実質負担額)

7割軽減	被保険者1人当り	2,850円	2,760円	2,850円	3,250円	96.8	103.3	114.0	
	世帯平等割額	1,570円	1,470円	1,590円	1,680円	93.6	108.2	105.7	
5割軽減	被保険者1人当り	4,750円	4,610円	4,750円	5,420円	97.1	103.0	114.1	
	世帯平等割額	2,630円	2,450円	2,650円	2,800円	93.2	108.2	105.7	
2割軽減	被保険者1人当り	7,600円	7,370円	7,600円	8,670円	97.0	103.1	114.1	
	世帯平等割額	4,200円	3,920円	4,240円	4,480円	93.3	108.2	105.7	

介護納付金分の設例（応能50：応益50）

年度、項目 所得及び資産、人数	令和6年度 A				令和5年度 B				A-B 円 A/B %
	所得	資産	均等割	保険税	所得	資産	均等割	保険税	
所得割算定基礎額 0円									
固定資産税額 0円				8,100				7,200	900円 112.5%
被保険者数 2人			(7割軽減世帯) 6,500	1,680			(7割軽減世帯) 5,700	1,590	
所得割算定基礎額 200,000円									
固定資産税額 15,000円				19,400				17,500	1,900円 110.9%
被保険者数 2人			(5割軽減世帯) 10,840	2,800			(5割軽減世帯) 9,500	2,650	
所得割算定基礎額 650,000円									
固定資産税額 15,000円				40,600				36,900	3,700円 110.0%
被保険者数 2人			(2割軽減世帯) 17,340	4,480			(2割軽減世帯) 15,200	4,240	
所得割算定基礎額 1,100,000円									
固定資産税額 15,000円				59,100				54,000	5,100円 109.4%
被保険者数 2人			21,680	5,610			19,020	5,300	
所得割算定基礎額 1,300,000円									
固定資産税額 15,000円				64,900				59,400	5,500円 109.3%
被保険者数 2人			21,680	5,610			19,020	5,300	
所得割算定基礎額 1,500,000円									
固定資産税額 15,000円				70,700				64,800	5,900円 109.1%
被保険者数 2人			21,680	5,610			19,020	5,300	
所得割算定基礎額 2,100,000円									
固定資産税額 15,000円				88,100				81,000	7,100円 108.8%
被保険者数 2人			21,680	5,610			19,020	5,300	
軽減世帯の基準となる総所得額 2人	(7割)	430,000円	所得割 資産割 均等割 平等割	令和6年度税率 2.9%	(7割)	430,000円	所得割 資産割 均等割 平等割	令和5年度税率 2.7%	
	(5割)	1,020,000円	資産割	-	(5割)	1,010,000円	資産割	-	
	(43万円+295千円×2人)	10,840円	均等割	10,840円	(43万円+290千円×2人)	9,510円	均等割	9,510円	
	(2割)	1,520,000円	平等割	5,610円	(2割)	1,500,000円	平等割	5,300円	
	(43万円+545千円×2人)				(43万円+535千円×2人)				
基礎控除額	430,000円				430,000円				
課税限度額	170,000円				170,000円				

保険給付費の返還請求権の放棄

1 保険給付費の返還請求等に係る事務処理状況

年 度	返還請求額 (確 定)	保険者誤り			負担区分誤り
		医療機関への レセプト返戻 (処理済)	被保険者へ返還請求		被保険者へ 返還請求 (処理済)
			(処理中) * 保険者間 で調整中	被保険者から正しい 保険者への請求不可 (2年の時効の成立)	
令和元年度	2,005,710 円	—		1,970,918 円 (52 名)	34,792 円
令和2年度	597,826 円	460,940 円		106,036 円 (8 名)	30,850 円
令和3年度	958,836 円	802,008 円	4,676 円	5,054 円 (1 名)	147,098 円
令和4年度	1,166,080 円	1,114,604 円	9,681 円	—	41,795 円
計	4,728,452 円	2,377,552 円	14,357 円	2,082,008 円 (61 名)	254,535 円

【参 考】

○保険給付費の返還事務の流れ

